

平成19年度中山間地域等直接支払制度の実施状況

1 市町村の取組状況

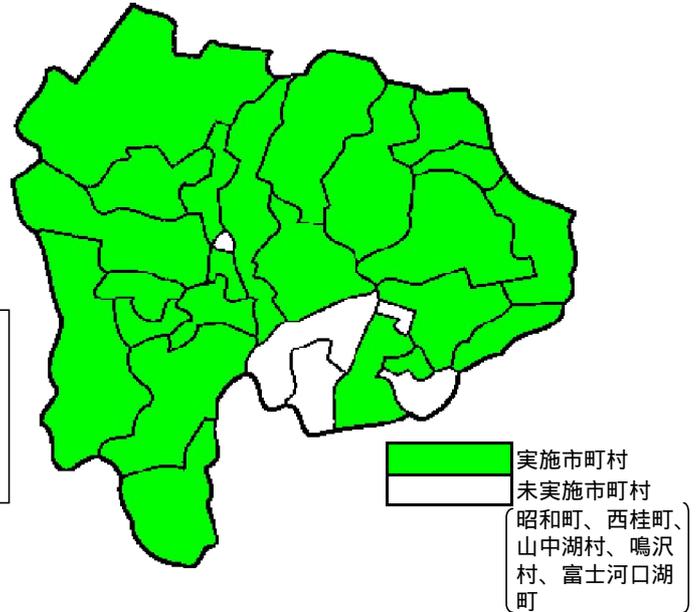
(注)市町村数はH20.3.31現在

平成19年度に直接支払交付金制度を実施した市町村は、過疎法等の地域振興関連8法(以下、「8法」という。)及び山梨県中山間地域等直接支払制度特認基準(以下、「特認」という。)に指定された地域を有する27市町村のうち、23市町村である。

なお、4町村は、対象農用地がない、対象農用地が非常に少ない、高齢化等の理由から制度を実施していない。

表-1

		対 象 市町村数	実 施 市町村数
8法地域	全域指定	15	13
	部分指定	9	7
特認地域	全域指定	2	1
	部分指定	10	8
合 計		27	23



注)特認基準の部分指定地域については、8法部分指定市町村と重複する関係で合計が合わない。

(重複市町村:甲府市、山梨市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、甲州市、富士河口湖町)

2 協定締結の状況

(1) 協定形態別内訳

平成19年度協定数は、集落協定386、個別協定9で合計395であった。

集落協定参加者数は15人増加し、14,630人であり、協定面積は集落協定で12ha増加し、4,242ha、個別協定では昨年度同様35haで、合計4,277haとなっている。交付金は集落協定で1,317千円増加し、511,642千円、個別協定で83千円増加し、3,673千円で、合計515,315千円の交付となっている。

また、今期対策から導入された、自立的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組等を推進するための段階的単価別では、集落協定で、通常単価協定が235(60.9%)、8割単価協定が151(39.1%)であり、個別協定では全協定が通常単価協定となっている。

今期対策においては、平成21年度までに前向きな取組を行う協定(通常単価協定)と、最低限の取組に止まる協定(通常単価の8割単価協定)の間で段階的な単価設定が行われている。

表-2 (単位:件、人、ha、千円)

	集落協定	うち通常単価		個別協定	計	前年比(%)
		うち8割単価				
協定数	386	235	151	9	395	100.0%
参加者数	14,630	9,900	4,730	9	14,639	100.1%
協定面積	4,242	3,090	1,152	35	4,277	100.3%
交付金額	511,642	413,140	98,502	3,673	515,315	100.3%

注)四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(2) 協定面積に占める農振農用地区域編入面積

表-3 今期対策(H17~H21)における農振農用地区域編入面積(単位:a)

	田	畑	計
平成17年度~平成19年度	299	824	1,123
協定面積占有率(%)	0.094%	0.750%	0.263%

(3) 協定参加者の構成

表-4 集落協定参加者の構成 (単位:人、組織)

農業者	法人	農業生産組織	その他組織	非農業者	その他
14,138	13	2	77	369	31

注) 農業者には交付金を受けていない農業者が含まれる
 その他の組織には土地改良区、水利組合が含まれる

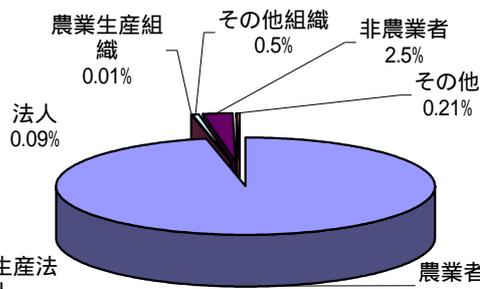
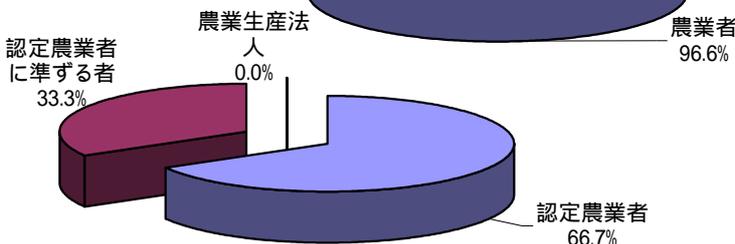


表-5 個別協定の経営形態別内訳

認定農業者	認定農業者に準ずる者	農業生産法人	計
6	3	0	9

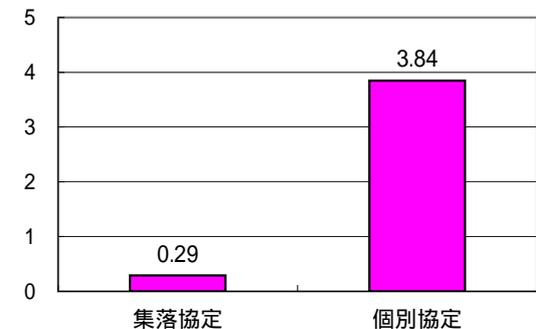


(4) 一協定当たり及び協定参加者一人当たりの平均面積・交付金額

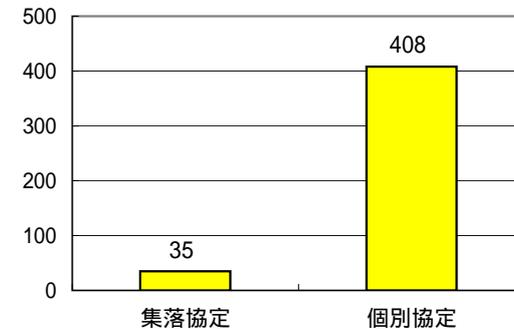
協定面積では集落協定は一協定当たり11ha、一人当たり0.29ha、個別協定は一人当たり3.84haとなっている。
 また、交付金額では集落協定は一協定当たり1,325千円、一人当たり35千円、個別協定は一人当たり408千円となっている。

表-6 (単位:人、ha、千円)

	集落協定							個別協定	
	計	全体		通常単価協定		8割単価協定		全体	一人当たり
		一協定当たり	一人当たり	一協定当たり	一人当たり	一協定当たり	一人当たり		
協定面積	4,242	11	0.29	13	0.31	8	0.24	35	3.84
交付金額	511,642	1,325	35	1,758	42	76	21	3,673	408
面積H17比	103%	100%	100%	100%	100%	101%	102%	99%	99%



一人当たり協定面積(ha)



一人当たり交付金額(千円)

(5) 協定農用地の地目・区分別内訳

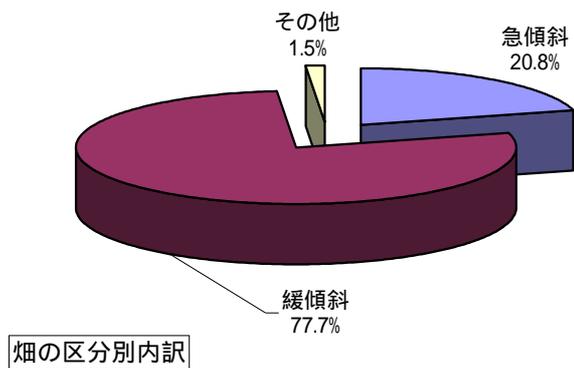
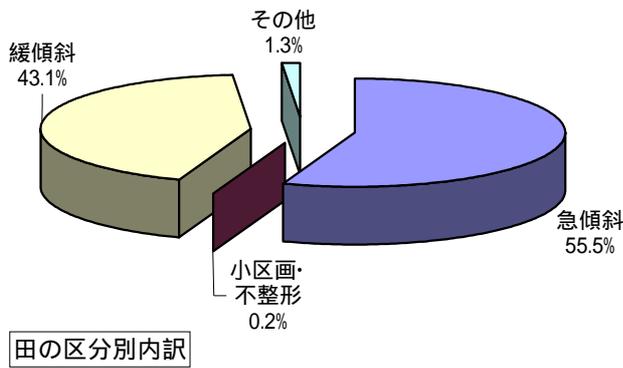
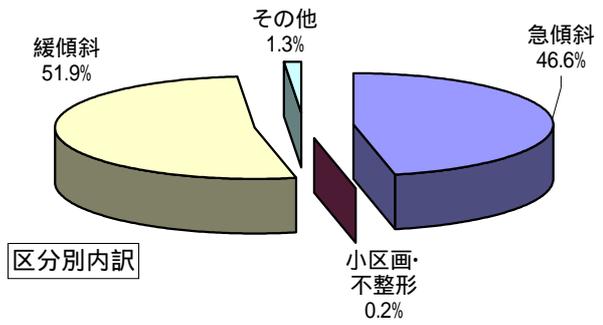
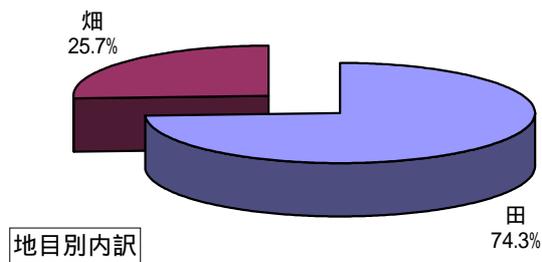
地目別では田が74.3%、畑が25.7%となっている。区分別では急傾斜が46.6%、小区画・不整形が0.2%、緩傾斜が51.9%、その他が1.3%となっている。

表-7 (単位:ha)

	急傾斜	小区画・不整形	緩傾斜	その他(1)	計
田	1,763	7	1,368	40	3,177
前年比(%)	100.1%	98.5%	100.8%	99.9%	100.4%
畑	229	-	852	16	1,098
前年比(%)	99.9%	-	99.8%	100.0%	99.8%
計	1,992	7	2,220	56	4,275

1は、高齢化率・耕作放棄率の高い農地をいう。

注) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。



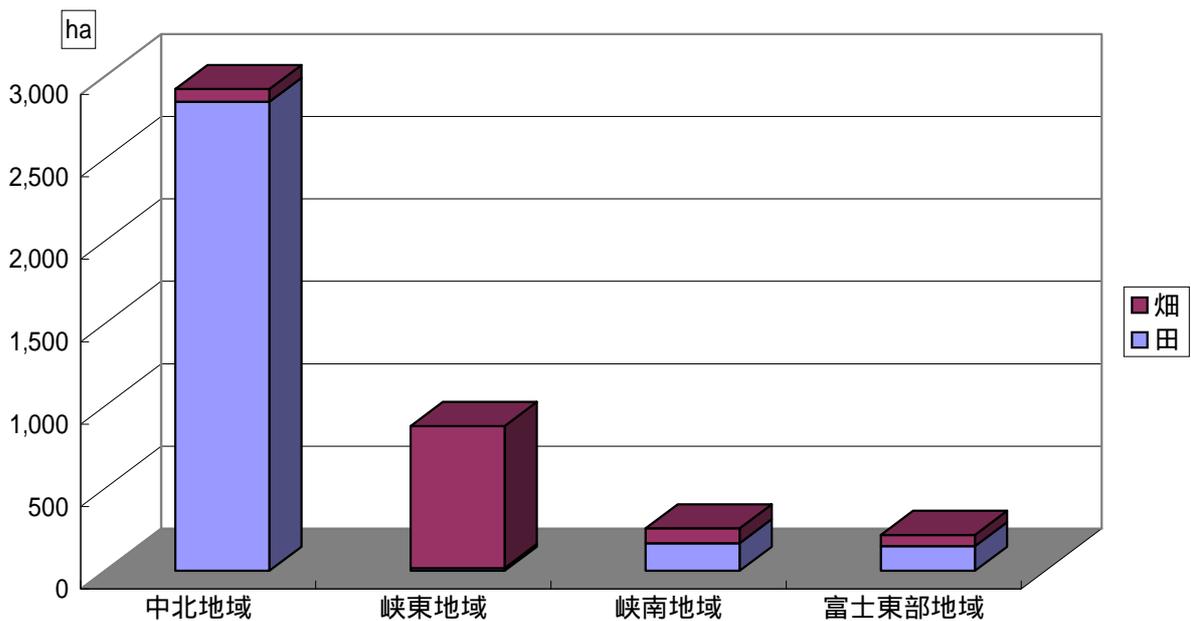
(6) 地域別実施状況

協定締結面積を、エリア4ブロック別にみると、最も多いのが中北地域で2,922haとなっている。地目別にみると、田で最も多いのが中北地域で2,845ha、畑で最も多いのが峡東地域で863haとなっている。

(注) 四捨五入の関係で計が合わない場合がある。

表-8 (単位: ha)

	田	畑	計	割合
中北地域	2,845	77	2,922	68.3%
峡東地域	16	863	879	20.5%
峡南地域	167	90	258	6.0%
富士東部地域	149	69	218	5.1%
計	3,177	1,099	4,277	100.0%

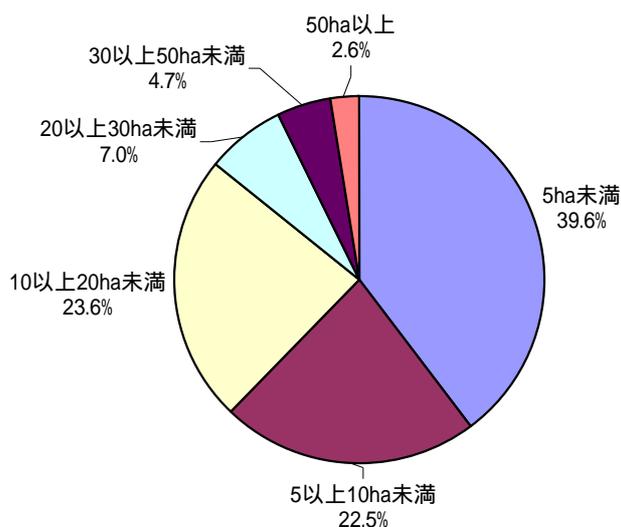


(7) 集落協定における協定農用地面積別協定数

一協定当たりの平均協定面積は11ha(表-6参照)であるが、協定農用地面積別協定数をみると、最も多いのが1ha以上5ha未満で153協定(39.6%)、次に10ha以上20ha未満91協定(23.6%)、5ha以上10ha未満が87協定(22.5%)となっている。

表-9

	5ha未満	5ha以上 10ha未満	10ha以上 20ha未満	20ha以上 30ha未満	30ha以上 50ha未満	50ha以上	計
中北地域	63	44	60	22	15	7	211
峡東地域	29	30	27	4	2	1	93
峡南地域	40	5	4	1	1	0	51
富士東部地域	21	8	0	0	0	2	31
計	153	87	91	27	18	10	386

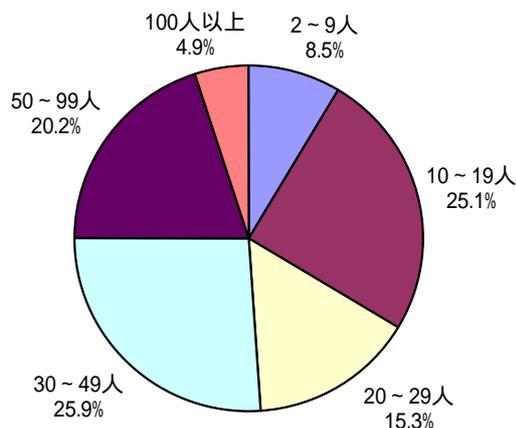


(8) 集落協定における協定参加者数別協定数

一協定当たりの平均協定人数は38人であるが、協定参加者数別協定数をみると、最も多いのが30人以上50人未満で100協定(25.9%)、次が10人以上20人未満で97協定(25.1%)となっている。

表-10

	2~9人	10~19人	20~29人	30~49人	50~99人	100人以上	計
中北地域	17	44	29	61	48	12	211
峡東地域	8	25	12	24	22	2	93
峡南地域	4	17	13	8	6	3	51
富士東部地域	4	11	5	7	2	2	31
計	33	97	59	100	78	19	386



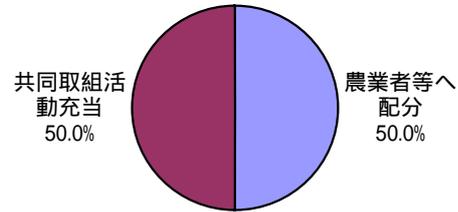
3 共同取組活動の実施状況

(1) 集落協定における交付金の配分状況

集落協定による共同取組活動を通じて多面的機能を維持するとの観点から、交付金交付額の概ね1/2以上が集落の共同活動に使用されるよう呼びかけている。集落協定における交付金の配分状況は共同取組活動に256,024千円(50.0%)が配分されている。

表-11 (千円、%)

	共同取組活動充 当	農業者等 へ配分	計
金額	256,024	255,618	511,642
前年比	103.2%	102.3%	102.8%

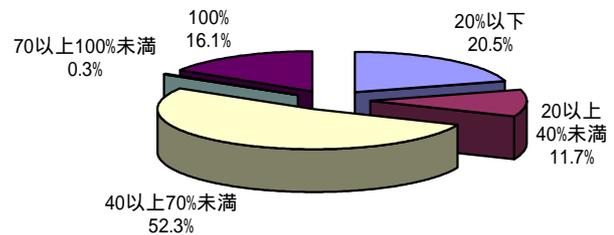


(2) 集落協定における共同取組活動充当割合別協定数

集落協定における共同取組活動充当割合別協定数をみると、最も多いのが40%以上70%未満で202協定(52.3%)となっている。その内訳としてエリア4ブロック別に見ると最も多いのが中北地域で160協定となっている。また、共同取組活動充当割合が1/2以上の集落協定は237協定(61.4%)となっている。

表-12

	20%以下	20%以上 40%未満	40%以上 70%未満	70%以上 100%未満	100%	計
中北地域	34	6	160	0	11	211
峡東地域	43	23	6	0	21	93
峡南地域	1	13	7	0	30	51
富士東部地域	1	0	29	1	0	31
計	79	42	202	1	62	386



(3) 共同取組活動に対する交付金の使用方法

集落協定に位置づけられている共同取組活動に対する交付金の使用方法についてみると、最も多く位置づけられている使用方法及び金額は、「水路・農道等の維持管理」で249協定(64.5%)、82,554千円となっている。次いで、「役員報酬」が214協定(55.4%)、25,746千円、「農地管理」が162協定(42.0%)、51,888千円の順となっている。また、共同取組活動に対する交付金の16.9%が共同利用機械購入、共同利用施設整備、災害時の復旧、集落活動として行う各種イベントのため積み立てられている。

上記説明文中の()内の%は全集落協定数386協定に対する割合を示す。また、16.9%は当該年度の共同取組活動充当金額に占める当該年度の積み立て金額を示す。

それぞれの項目における主な交付金の使途

- ・役員報酬 集落協定に定める役職者に対して支払われた費用
- ・研修会等 協定参加者が参加する各種研修会等、新規就農者・オペレータ等の研修に係る費用
- ・水路・農道等の維持管理 水路・農道等の清掃、補修、点検等に係る費用
- ・農地管理 畦畔管理、のり面点検、簡易基盤整備、耕作放棄地の管理、復旧、農作業受委託等に係る費用
- ・のり面とは、傾斜地で上部に平地を作った時に周辺部にできる斜面部分
- ・鳥獣害防止対策 防止柵等資材、防止柵等設置、防止柵維持管理等の費用
- ・共同利用機械購入 トラクター、草刈機等購入、共同機械修理、燃料等の費用
- ・共同利用施設整備 育苗施設、集出荷施設、処理加工施設、販売施設、その他共同利用施設に係る建設、補修、運営等の費用
- ・多面的機能を増進する活動 景観作物の作付け、市民農園の設置運営、周辺林地の下草刈り、堆きゅう肥の施肥等に係る費用
- ・景観作物とは、ひまわり、コスモス、ピオラ等の観賞用草花
- ・その他 積立、その他共同活動に係る費用

表-13

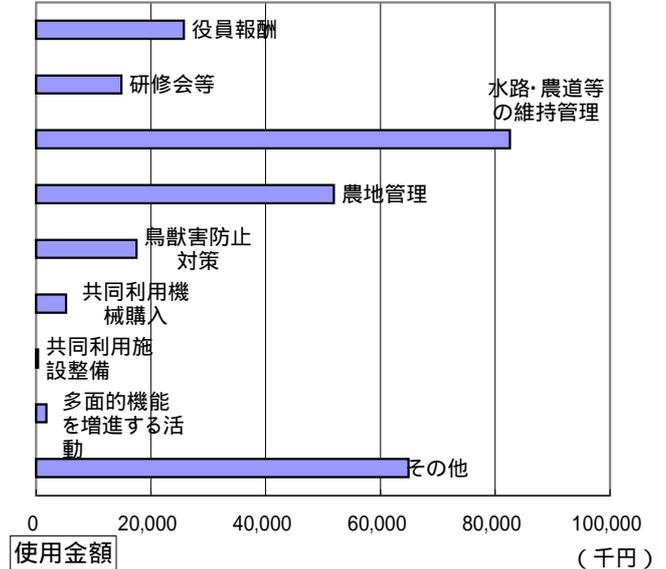
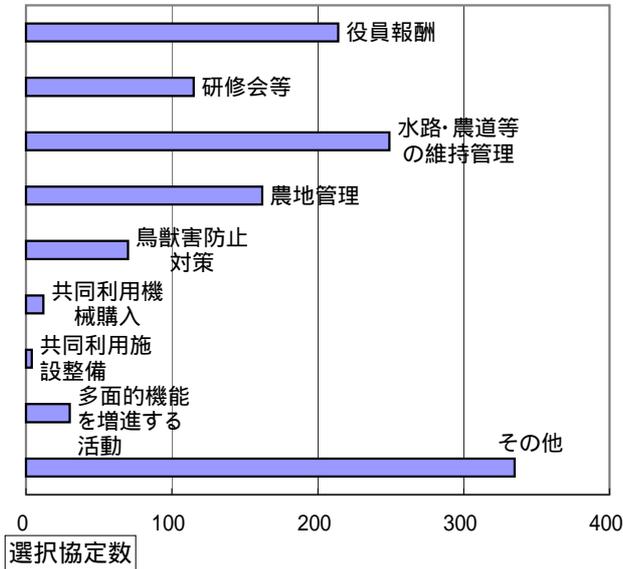
(千円)

	役員報酬	研修会等	水路・農道等の維持管理	農地管理	鳥獣害防止対策	共同利用機械購入	共同利用施設整備	多面的機能を増進する活動	その他
選択協定数	214	115	249	162	70	12	4	30	335
使用金額	25,746	14,836	82,554	51,888	17,477	5,192	318	1,795	64,896

協定数は、当該活動に交付金を使用した協定数である。

(複数選択)

使用金額は、前年の積立・繰越の使用を含むため当該年度交付金額とは合わない。



(4) 農業生産活動等(耕作放棄の防止等)に関する事項 **全集落協定(386協定)が実施する取組**

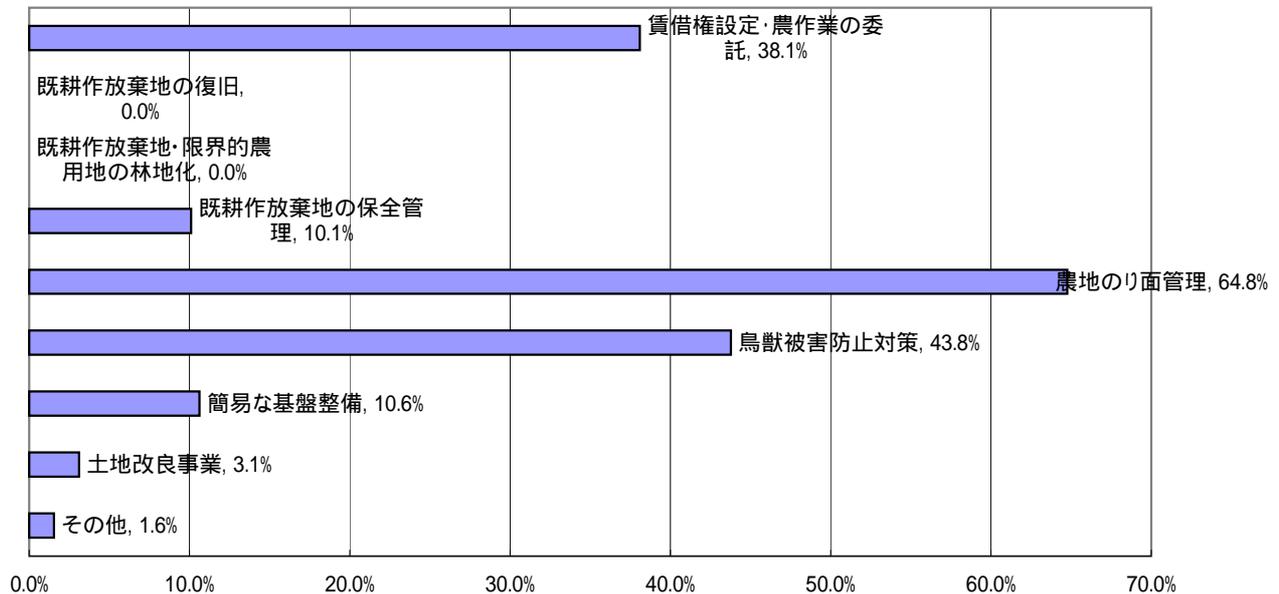
集落協定に位置づけられている活動内容を、農業生産活動等(耕作放棄地の防止等)に関する事項についてみると、最も多く位置付けられている活動は、「農地のり面の管理」で250協定(64.8%)で、次いで「鳥獣被害防止対策」が169協定(43.8%)、「賃貸借権設定・農作業の委託」が147協定(38.1%)、の順となっている。上記説明文中()内の%は全集落協定数386協定に対する割合を示す。

表-14

	賃貸借権設定・農作業の委託	既耕作放棄地の復旧	既耕作放棄地・限界的農用地の林地化	既耕作放棄地の保全管理	農地のり面の管理	鳥獣被害防止対策	簡易な基盤整備	土地改良事業	その他
選択協定数	147	0	0	39	250	169	41	12	6

その他には、自然災害を受けている農用地の復旧、地目変換が含まれる。

(複数選択)



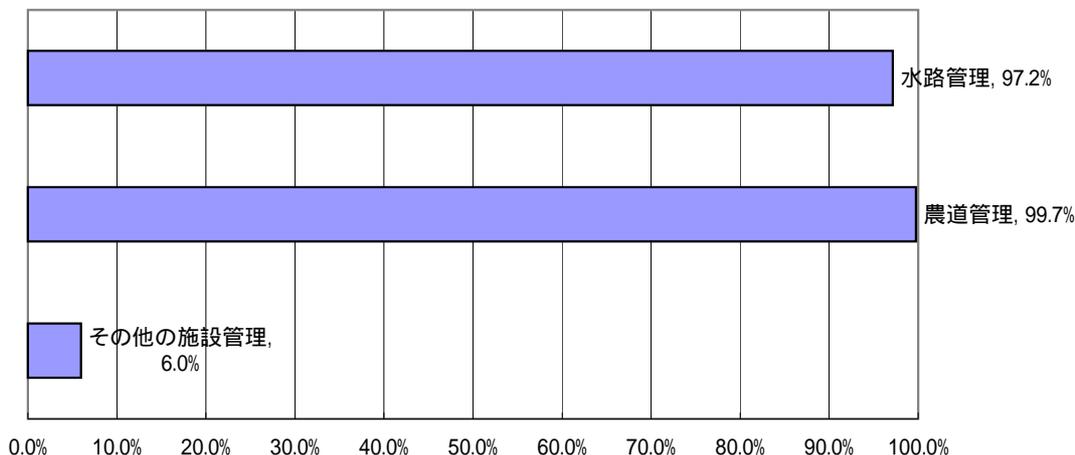
(5) 農業生産活動等(水路・農道等の管理)に関する事項 **全集落協定(386協定)が実施する取組**

集落協定に位置づけられている活動内容を、農業生産活動等(水路・農道等の管理)に関する事項についてみると、「水路の管理」を位置付けている協定が375協定(97.2%)、「農道の管理」を位置付けている協定数は385協定(99.7%)となっている。また、「その他の施設の管理」は23の協定(6.0%)で位置付けている。上記説明文中()内の%は全集落協定数386協定に対する割合を示す。

表-15

	水路管理	農道管理	その他の施設管理
選択協定数	375	385	23

(複数選択)



(6) 多面的機能を増進する活動に関する事項 **全集落協定(386協定)が実施する取組**

集落協定に位置づけられている活動内容を、多面的機能を増進する活動に関する事項についてみると、「国土保全機能を高める取組」が最も多く、255協定(66.1%)で位置づけられている。次いで、「保健休養機能を高める取組」で119協定(30.8%)、「自然生態系の保全に資する取組」86協定(22.3%)の順となっている。上記説明文中()内の%は全集落協定数386協定に対する割合を示す。

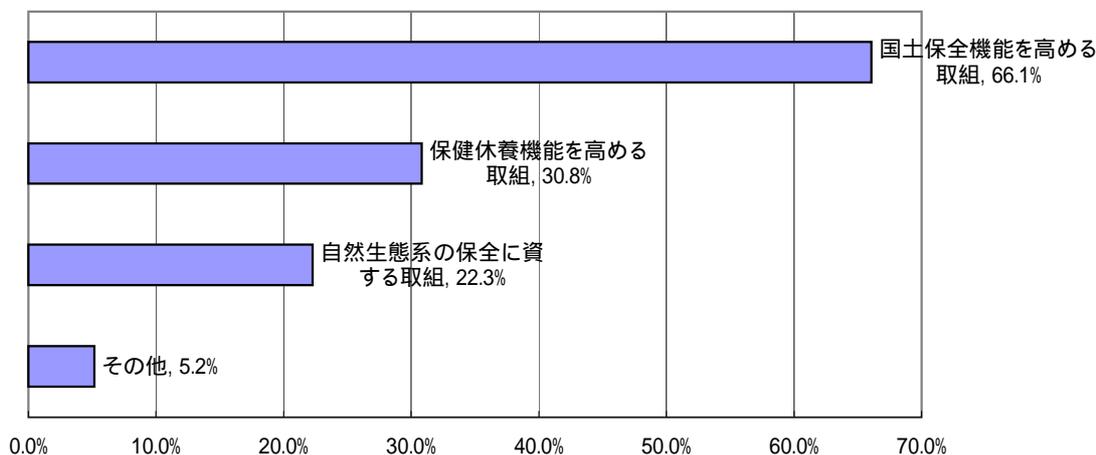
それぞれの取組の主な内容

- ・ 国土保全機能を高める取組 周辺林地の下草刈り、土壌流亡に配慮した営農
- ・ 保健休養機能を高める取組 棚田オーナー制度、市民農園等の開設・運営、体験民宿(グリーン・ツーリズム)、景観作物の作付け
- ・ 自然生態系の保全に資する取組 魚類・昆虫類の保護、鳥類の餌場の確保、粗放的畜産、堆きゅう肥の施肥、拮抗作物の利用、合鴨・鯉の利用、輪作の徹底、

表-16

	国土保全機能を高める取組	保健休養機能を高める取組	自然生態系の保全に資する取組	その他
選択協定数	255	119	86	20

(複数選択)



(7) 集落マスタープランの内容 **全集落協定(386協定)**が定める

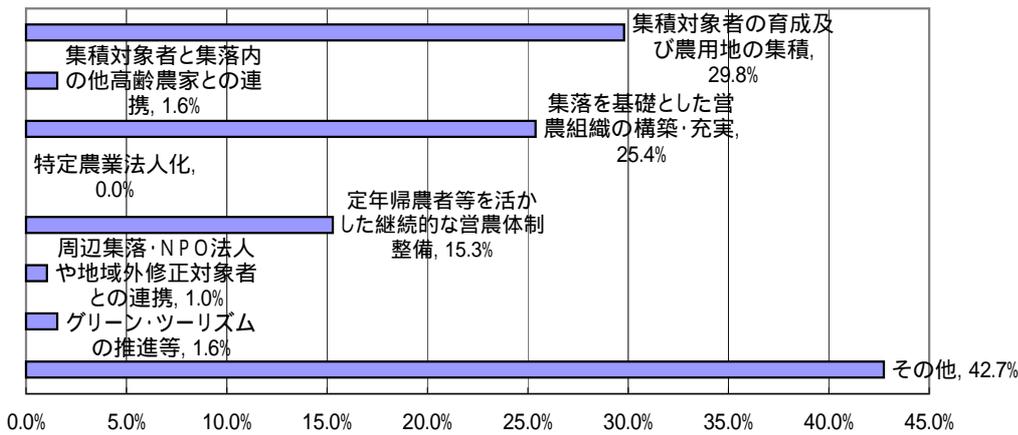
集落協定に規定されている集落マスタープランに記載した集落の目指すべき将来像の内容をみると、「集積対象者の育成及び当該集積者への農用地の集積」が最も多く、115協定(29.8%)であった。次いで、「集落を基礎とした営農組織の構築・充実」で98協定(25.4%)、「定年帰農者等を活かした継続的な営農体制整備」59協定(15.3%)の順となっている。**上記説明文中()内の%は全集落協定数386協定に対する割合を示す。**

表-17

	集積対象者の育成及び農用地の集積	集積対象者と集落内の他高齢農家との連携	集落を基礎とした営農組織の構築・充実	特定農業法人化	定年帰農者等を活かした継続的な営農体制整備	周辺集落・NPO法人や地域外集積対象者との連携	グリーン・ツーリズムの推進等	その他
選択協定数	115	6	98	0	59	4	6	165

(複数選択)

特定農業法人とは、担い手不足が見込まれる地域で、当該地域の農地利用を担う法人として、認定を受けた農業生産法人。



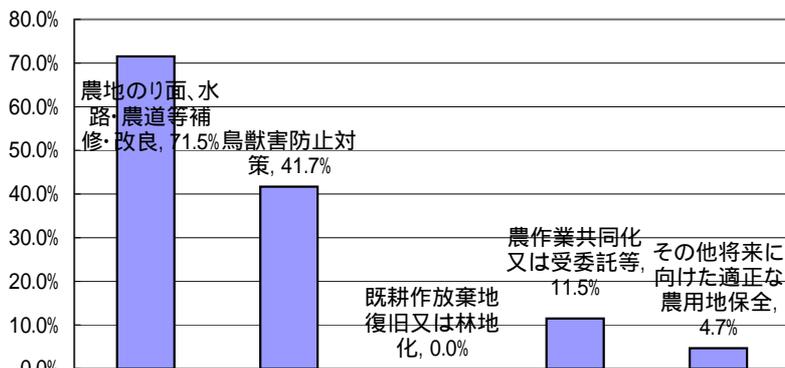
(8) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項 (農用地等保全体制の整備) **通常単価協定のみ**

通常単価の交付を受ける集落協定に位置付けられている農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項のうち、農用地等保全体制の整備として作成する農用地等保全マップに記載する内容をみると、「農地のり面、水路・農道等補修・改良」が最も多く、168協定(71.5%)であり、「鳥獣害防止対策」が98協定(41.7%)、「農作業共同化又は受委託等」が27協定(11.5%)で続いている。また、農用地等保全マップ活動の実践では、「農地のり面、水路・農道等補修・改良」が159協定(67.7%)、「鳥獣害防止対策」が90協定(38.3%)となっている。**上記説明文中()内の%は通常単価協定数(235協定)に対する割合を示す。**

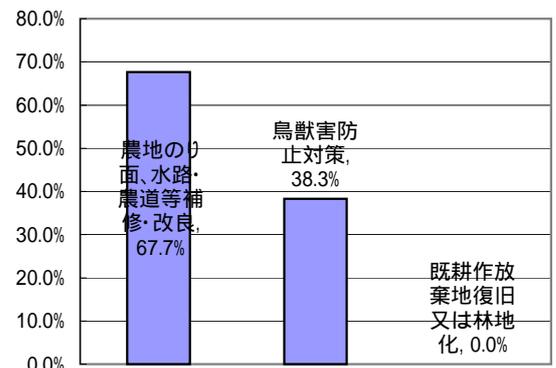
表-18

	農用地等保全マップの作成内容					農用地等保全マップ活動の実践		
	農地のり面、水路・農道等補修・改良	鳥獣害防止対策	既耕作放棄地復旧又は林地化	農作業共同化又は受委託等	その他将来に向けた適正な農用地保全	農地のり面、水路・農道等補修・改良	鳥獣害防止対策	既耕作放棄地復旧又は林地化
選択協定数	168	98	0	27	11	159	90	0

(複数選択)



農用地等保全マップの作成内容



農用地等保全マップ活動の実践

(9) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項(農業生産活動等の継続に向けた活動)

通常単価協定のみ実施

通常単価の交付を受ける集落協定に位置づけられている農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項のうち、農業生産活動等の継続に向けた活動内容をみると、「担い手の育成」が最も多く、233協定(39.3%)であった。次いで、「生産性・収益向上」が210協定(35.4%)、「多面的機能の発揮」が147協定(24.8%)の順となっている。上記説明文中()内%は各項目の選択協定数合計(593)に対する割合を示す。

表-19

	生産性・収益向上			担い手の育成	多面的機能の発揮			営農組織の育成・担い手集積化
	機械・農作業の共同化	高付加価値型農業の実践	地場産農産物等の加工・販売		保健休養機能を活かした都市住民等との交流	自然生態系の保全に関する学校教育等との連携	多面的機能の持続的発揮に向けた非農家・他集落等との連携	
選択協定数	109	68	33	233	13	71	63	3 (複数選択)

担い手の育成は新規就農者の確保、認定農業者の育成、担い手への農地集積、農作業委託の合計

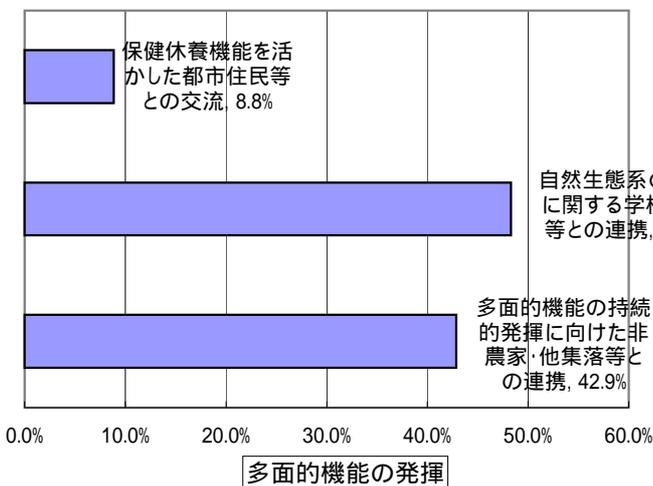
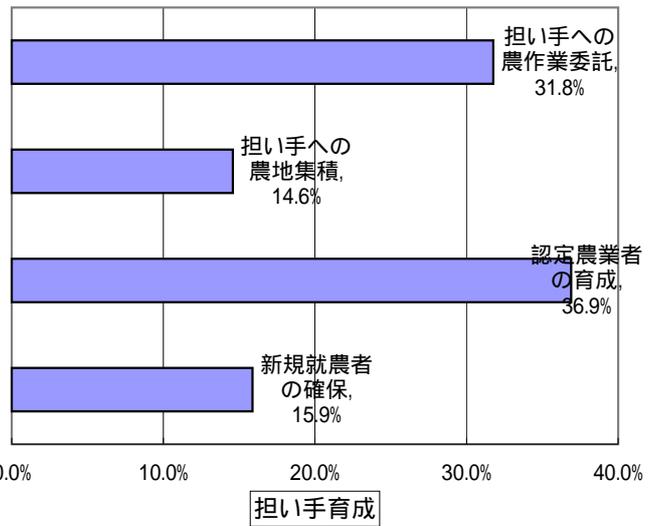
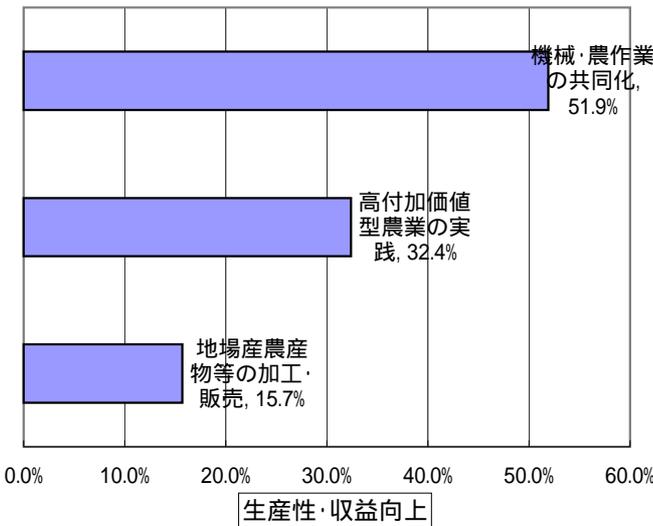
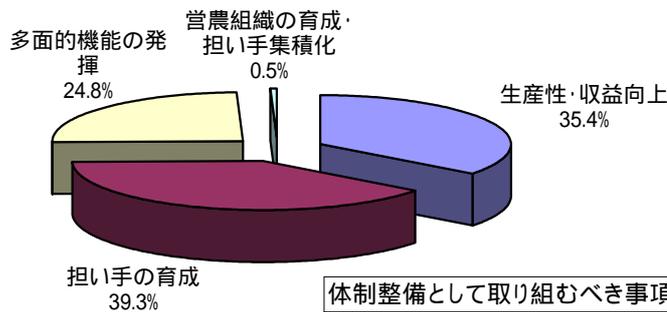


表 - 19 中「多面的機能の発揮」とは

中山間地域等の農業・農村は、単に食料を供給するだけでなく、水源かん養、洪水の防止、土壌の浸食・崩壊の防止、国民の保健休養などの多面的な機能を持ち、下流域住民を含む国民の生命や財産を守っています。

本事業で前向きな取組を行う集落協定は、こうした中山間地域等の農業・農村がもつ多面的機能を発揮するため、地域や都市住民との連携や交流をする取組、また、非農家等の地域住民等と協力し、一緒になり地域の景観等を守る取組を行っています。

具体的には以下のような活動を実施しています。

(1) 保健休養機能を活かした都市住民等との交流

棚田等のオーナー制度、市民農園や体験農園などを通じて都市住民等との交流に取り組んでいます。

写真(右): 田植えや稲刈り体験等の都市住民との交流活動



(2) 自然生態系の保全に関する学校教育等との連携

学校などと連携しながら自然観察会や体験農園などに取り組んでいます。

写真(右上): 地域の小学校と連携したホタル自然観察会



写真(右下): 地元の小学校児童によるブドウの農作業体験



(3) 多面的機能の持続的発揮に向けた非農家・他集落との連携

非農家や非対象農家等と一緒に農業生産活動や多面的機能を増進する活動などに取り組んでいます。

写真(右): 非農家と連携し、草刈りなどの共同活動を実施

